東京地方裁判所 民事第20部 合議D係 御中

令和5年(フ)第1000号 破 産 者 株式会社チェンジ・ザ・ワールド

破産管財人報告書(3)

令和6年6月27日 破産管財人 野 田 聖 子

第1 令和6年2月28日以降の破産管財業務の概要

1 破産財団の状況

現在の破産財団の状況は、財産目録及び収支計算書記載のとおりであり、令和6年6月27日現在の破産財団の残高は12億2539万4 109円である。

当職において、令和6年2月28日以降に行った管財業務のうち、主なものは以下のとおりである(以下、当職作成令和6年2月27日付「破産管財人報告書(2)」にて報告した内容を「前回報告」という)。

2 電力会社からの売電収入

当職は、前回報告以降、各電力会社から破産者の保有発電所に係る売電収入合計6073万077円を回収し、破産財団に組み入れた。

- 3 各発電事業の譲渡の実行等
 - (1) 破産者の発電・売電事業の譲渡の経過

前回報告のとおり、当職は承継先との間で令和5年11月6日付け事業譲渡契約(以下「本件事業譲渡契約」という)を締結し、令和5年12月6日までに、承継先から事業譲渡代金の内金として合計5257万5010円の支払いを受け、破産財団に組み入れた。その後、当職は、本件事業譲渡契約の対象である各太陽光発電所(合計122件)に係る事業について、準備・条件が整ったものから順次、内金の受領および譲渡実行を実施している。

その結果、当職は、本件事業譲渡契約に基づき、これまでに合計91件の太陽光発電所に係る事業の譲渡を実行し、譲渡代金(内金含む)として合計5億9677万0761円(税込額)を破産財団に組み入れた。

残る譲渡実行未了の太陽光発電所は、営農型発電所31件であるが、これらの営農型発電所の譲渡実行を実現するためには、承継先において農業 委員会から農地法上の許可を得る必要がある。

当職においては、承継先が上記許可を円滑に取得できるよう、発電所ごとに現況を確認し、個別事情や懸案事項の把握に努め、日々、承継先と協議を重ねながら必要書類を準備し、手続を順次進めているところである。

(2) 太陽光発電所の保守管理

上記(1)記載のとおり、譲渡実行未了の太陽光発電所について、事業の譲渡・承継が完了するまでの間、売電収入を維持し、また、事業価値を維持するため、当職において、その保守管理を実施している。

具体的には、各太陽光発電所の底地の草刈り作業を実施し、設備の故障、 毀損、盗難等が生じた際には、修理、警察・損害保険会社対応等を行って いる。

4 千葉支社について

当職は、太陽光発電所の保守管理及び事業譲渡実行の準備のため千葉支 社を維持していたが、発電事業の譲渡実行が順次進行し、保守管理業務や 承継業務が減少してきたことから、千葉支社を閉鎖し、令和6年3月29 日、賃貸人に対する明渡を完了した。

5 訴訟提起による債権回収

当職は、破産手続開始前に破産者が株式会社 makethe paradise との間で行った発電設備等の売買に関連し、同社の負担すべき売電収入相当額にかかる債務不履行責任について、同社を被告として、合計1101万7689円の損害賠償請求訴訟を提起し、現在、訴訟追行中である。現時点で、この訴訟の終結時期は未定である。

6 消費税の還付

当職は、ユーザー債権者からの発電設備の買取に関して、山形税務署と協議を重ねた結果、令和6年6月17日、消費税8968万0267円の還付

を受け、これを破産財団に組み入れた。

第2 第177条1項の規定による保全処分又は第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

当職において、破産者の計算書類や各種資料を調査し、関係者にヒアリングする等して、役員による違法行為及び違法行為と相当因果関係のある破産者に生じた損害の有無等、第177条1項の規定による保全処分又は第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無について、現在も調査継続中である。

第3 破産財団の概要(令和6年6月27日現在)

破産者	破産財団の現在残高
株式会社チェンジ・ザ・ワールド	12億2539万4109円

[※] 財団収集額から管財業務に要した支出控除後の現在残高

第4 確定一般破産債権額(劣後的破産債権額及び約定劣後破産債権を含まない)(令和6年6月27日現在)

債権の種類	債権額
確定一般破産債権	33億5180万4690円

[※]未確定一般破産債権額4414万3053円及び額未定を含まない。

第5 今後の管財業務

当職は、現在、営農型発電所31件に関する農地法上の許認可の取得等に向けた準備、対応を進めており、今後も破産財団に属する発電所の換価業務及び上記第1・5記載の訴訟追行等を継続していく。

前回報告時から継続して、営農型発電所について、農地法上の許認可を取得するために必要な作業を実施しているところ、今後もこれらの手続を含めた承継手続に多数の作業と相当の時間を要する状況であり、換価完了まで一定の期間を要することが見込まれる。

第6 破産手続の進行

現段階において、一般破産債権に配当できる可能性が高いと考えられる。当職としては、今後、財団債権を弁済するとともに、経費を節約し、 各発電所の発電・売電事業の譲渡等、破産財団の増殖に努める所存である。

各発電所の発電・売電事業の売却活動をはじめとする管財業務が完 了するまでには、一定の期間を要する見込みであり、換価完了時期、 配当時期及び破産手続の終結時期については未定である。

以上